令和5年度カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業 業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

令和5年7月7日

発注者 神奈川県知事 黒岩 祐治

1 委託事業の名称

令和5年度カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業業務委託

2 委託業務の内容

(1) 事業の目的

本県の目指す「2050 年脱炭素社会の実現」に向けては、県内企業等のカーボンニュートラル関連市場における競争力の強化を促進する必要がある。そのためには、カーボンニュートラルに関連した研究開発に速やかに取り組む必要があるが、中小企業等は経営資源に限りがあるため、独力で研究開発に取り組むことは難しい場合が多い。

そこで、本県が有する「神奈川R&Dネットワーク」(※)を活用し、県内に立地する大企業の研究所等と、県内中小企業等との連携によるカーボンニュートラルに資する研究開発プロジェクトを推進する。

※ 神奈川R&Dネットワーク

県内産学公等の技術連携・交流を進め、大企業や中小企業、大学がと もに保有する技術の相互活用を通じて、技術の高度化に資する活動を行 うことにより、高付加価値型産業の創出等地域産業活性化の取組を推進 することを目的としたネットワーク。

(2) プロジェクトの内容

以下のア〜エのすべてを満たすプロジェクトとすること。

- ア 「2050年脱炭素社会の実現」に資するプロジェクトであること。
- イ 概ね3年以内(令和7年度末まで)に実用化(製品、サービス等の社会的利用(顧客への提供等)が開始されること)が見込まれるものであり、委託期間内に、実用化に向けた工程の中で一定の目標(コアとなる要素技術の確立やその特許出願、試作品の完成、実証実験の実施等)を設定し、その達成が可能であること。
- ウ 令和5年度において、本事業以外に、同一内容で、本県の他の委託や補助を受けていないこと。
- エ 県内で研究開発を実施すること。

3 採択上限額

1件当たり30,000,000円(税込)

(予算総額 60,000,000 円(税込)の範囲内で採択する。申請額での採択を 保証するものではない。)

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限(提出期限の末日) から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たす 者とする。

- (1) プロジェクトメンバー(応募法人)のすべてが日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること。
- (2) プロジェクトメンバーの中に県内に研究開発拠点を有する中小企業支援 法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に定める中小企業者以外の企業 者(大企業者)が含まれていること。
- (3) プロジェクトメンバーの中に県内に本店を有する中小企業支援法第2条 第1項に定める中小企業者(ただし、みなし大企業は除く。)が含まれてい ること。
- (4) プロジェクトメンバーの中から幹事法人を決め、幹事法人を代表者として、本募集に係る申請その他の必要な手続きを行うこと。
- (5) プロジェクトメンバーのすべてが神奈川県による指名停止期間中の者で ないこと。
- (6) プロジェクトメンバーのすべてが地方自治法施行令第 167 条の4の規定 に該当しない者であること。
- (7) 令和5年度カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業費業務 委託に係る公募型プロポーザル募集要項及び仕様書に示す業務内容を、公 正かつ的確に遂行し得る者であること。

5 スケジュール

(1) 参加意思表明書の受付 令和5年7月21日(金)17時15分まで(必着)

(3) 質問に対する回答 令和5年7月26日(水)(予定)

(6) 選定結果の通知 令和5年8月下旬(予定)

6 参加手続

(1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、かながわ電子入札共同システムのホームページからダウンロードするか、産業労働局 産業部 産業振興課で受け取ってください。

(2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書(様式1)を提出してください。 参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

- ア 提出書類 参加意思表明書(様式1)
- イ 提出期限 令和5年7月21日(金)17時15分まで(必着)
- ウ 提出方法 郵送又は電子メール
- 工 提出先
 〒231-8588 (住所の記載を省略できます。) 横浜市中区日本大通 1
 産業労働局 産業部 産業振興課 技術開発グループ
 メールアドレス kousinhan@pref. kanagawa. lg. jp

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成等に関する質問がある場合には、質問書を電子メールで提出してください。また、提出は、参加意思表明書の担当者連絡先に記載 したメールアドレスから行ってください。

質問に対する回答は、すべての参加意思表明書の提出者に対して、電子メールにて行います。

- ア 提出書類 質問書(任意様式)
- イ 提出期限 令和5年7月21日(金)17時15分まで(必着)
- ウ 提出方法 電子メール
- エ 提出先 産業労働局 産業部 産業振興課 技術開発グループ メールアドレス kousinhan@pref.kanagawa.lg.jp
 - ※件名に【質問書:カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業】と明記してください。
- 才 回答日 令和5年7月26日(水)(予定)

(4) 企画提案書等の提出

別添企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を作成のうえ、次の書類と併せて提出してください。

ア 提出書類

- ① 企画提案書(様式2、様式3、様式4、様式5)
- ② 見積書(内訳明細を含む。任意様式)

- i 宛名及び発行(提出)日を必ず記載してください。
- ii 宛名は、「神奈川県知事」としてください。
- iii 選定に当たっては、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。なお、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。
- iv 法人名、住所、代表者(役職、氏名。押印不要)、本件責任者及び 担当者(氏名、連絡先)を記載してください。
- ③ 直近2年分の決算書(写し)※設立2年未満の場合は、設立1期目の決算書及び直近月の合計残 高試算表
- ④ 申請日から3か月以内に発行された法人登記事項証明書の写し
- イ 提出部数
 - ①~③:7部(1部のみ正本とし、残り6部は複写で可とします。)
 - ④:1部
 - ※③、④は全プロジェクトメンバーのものを提出してください。
- ウ 提出期限 令和5年7月31日(月)17時15分まで(必着)
- 工 提出方法 郵送

(提出期限までに電子メールで提出のうえ、令和5年8月2日(水)17時15分まで(必着)に郵送で提出することも可能です。)

オ 提出先
 〒231-8588 (住所の記載を省略できます。) 横浜市中区日本大通 1
 産業労働局 産業部 産業振興課 技術開発グループ
 メールアドレス kousinhan@pref. kanagawa. lg. jp

- ※ 電子メールで提出する場合は、提出書類一式を1ファイルにまとめたうえで、ファイルサイズを10M以下にして送信してください。また、提出書類一式について、令和5年8月2日(水)17時15分まで(必着)に郵送で提出してください。
- ※ 提出書類の分割提出はできません。

7 選定

(1) 選定方法

ア (2)の評価基準に基づき、外部委員で構成する審査会による審査を行い、

審査員の合計得点の平均点(少数第2位以下を四捨五入)が上位の提案を 採択します。ただし、同点の場合は、審査委員が協議のうえ決定します。

- イ 審査委員の合計得点の平均点が 60 点未満の提案については、順位のいかんに関わらず不採択とします。
- ウ 審査は企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにて行う予定 です。
- エ 審査会を開催する場合、開催日は、令和5年8月4日(金)を予定していますが、決定次第、参加意思表明書の担当者連絡先に連絡します。
- オ プレゼンテーションにおける各提案者の持ち時間は、「提案内容の説明 15分、質疑応答 15分(計 30分)を予定しています。
- カ 説明方法について特に定めはありませんが、企画提案書の内容に沿って説明していただき、その後、審査委員からの質疑を行います。なお、企画提案書以外の資料を配付することは不可とします。
- キ 応募者多数の場合は提出書類に基づく予備審査を実施し、予備審査の 通過者のみを本審査の対象とします。

(2) 評価基準

項目 審査の視点		配点
プロジェクトについ て	実用化された場合に、「2050 年脱炭素社会の 実現」への貢献度は大きいか	20 点
	既存の製品・サービスとは異なる、新たな価値を生み出す内容か	10 点
	具体的な計画が策定されており、契約終了ま でに目標の達成が可能であるか	10 点
	実用化に向けた検討がなされており、相当程 度に実用化の見込みがあるか	10 点
技術連携について	プロジェクトメンバーの体制(人員配置、責任体制、役割分担等)は妥当か	10 点
	契約終了後も自立的に技術連携を維持・発展 させる見込みがあるか	10 点
大企業について	県内の研究拠点の規模、当該拠点の活動状況 が支援対象としてふさわしいか	10 点
中小企業等について	中小企業等の活動状況や規模は支援対象と してふさわしいか	10 点

	実用化に向けて必要となる経費のみ積算されており、支援対象経費として適切であるか	10 点
計		100 点

(3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を 無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 選定結果の通知

令和5年8月下旬まで(予定)に通知します。

8 業務委託の契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行います。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、 契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、審査会での次点者と、同様の契約手続を行います。

9 契約形態等

- (1) プロジェクトメンバー間で締結した、役割分担(幹事法人の定めを含む。)、研究開発の実施、成果の帰属等について定めた契約書(参考資料参照)を提出のうえ、発注者と幹事法人の間で、令和6年3月25日(月)を終期とするプロジェクトの概要等を定めた単年度委託契約を締結します。
- (2) 契約額は30,000,000円(税込)を上限として発注者が決定した額とします。
- (3) 本事業は、令和6年度以降も継続して実施する予定です。

令和5年度に新規で採択されたプロジェクトであって、令和7年度までに実用化を目指すプロジェクトは、令和5年度の目標達成度を踏まえたうえで、令和6年度以降も応募することができます(継続応募)。ただし、この場合も年度ごとに他の新規応募案件と同条件で、審査を受ける必要があります。

10 委託事業費の対象となる経費の取扱い

- (1) 委託事業の対象となる経費(以下「委託事業費」という。)は、プロジェクトの推進に必要な経費のうち、別紙のとおりとします。
- (2) 委託事業費は、委託事業終了後、発注者が指定する職員による検査を経た後に、委託契約額を上限に、幹事法人に支払います。幹事法人はプロジェクトメンバーに委託事業費を適切に分配してください。
- (3) プロジェクトの進捗状況に応じて、委託契約の変更や、委託事業費の減額をすることがあります。
- (4) 本委託事業の採択後に、国や自治体、公的機関等の他の競争的資金制度等に応募し、採択された場合、採択結果の見直しや、採択金額の調整等を行う場合があります。
- (5) 採択プロジェクトの内容や、あらかじめ届け出た委託事業費の使途を変更する(ただし、対象経費項目の20%以内の軽微な変更を除く)ときは、あらかじめ委託事業変更承認申請書(任意様式)を発注者に提出し、承認を受ける必要があります。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、委託契約の全部もしくは一部を解除します。
 - ア 委託契約に基づく発注者の指示に違反した場合
 - イ 天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託事業を 完了しないとき又は完了期限までに委託事業を完了する見込みがないと 発注者が認めたとき
 - ウ 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託事業については、その 許可等が取消し、又は抹消されたとき
 - エ 受注者が正当な事由なく解約を申し出たとき
 - オ 本契約の履行に関し、受注者並びにその使用人等に不正の行為があっとき
 - カ 上記のほか、受注者が委託契約の規定に違反したとき

11 委託成果の取扱い

- (1) 本委託業務の実施により開発した製品・サービス等の所有権は、プロジェクトメンバーに帰属します。
- (2) 本委託業務の実施により発生した特許権や実用新案権、意匠権、商標権又はこれらの権利を受ける権利(以下、「知的財産権等」)は、プロジェクトメンバーに帰属します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発注者に当該知的財産権等を無償で譲り渡していただきます。
 - ア 委託契約終了後、プロジェクトメンバーが当該知的財産権等を相当期 間において活用せず、かつ発注者が当該知的財産権等の活用を促進する

ために特に必要があると認める場合に、第三者に無償で当該知的財産権 等を使用させることを許諾しない場合

イ 発注者が、災害への緊急対応等、公共の福祉のために第三者にも使用させる必要が特にあると認め、その理由を明示して求めるときに、無償で発注者が当該知的財産権等を使用すること、又は第三者に使用させることを許諾しない場合

12 成果の報告及び公表等

- (1) 委託契約締結の前後に、プロジェクトメンバーの名称、採択プロジェクトの名称・概要を公表します。(これらを非公表とすることはできません。)
- (2) 委託期間中、発注者の求めに応じて、委託事業の進捗及び委託事業費の使用状況について中間報告を行っていただく場合があります。また、委託事業完了後、直ちに委託事業完了届(任意様式)に、収支決算書及び成果報告書(任意様式)を添付のうえ発注者に提出し、発注者の指定する職員の検査を受けていただきます。
- (3) 委託事業の成果について、発注者が実施する事業報告会等での発表や、発注者が作成する成果報告集等への掲載を求める場合があります。この際、発注者の委託事業費を使用して実施した開発内容については、原則公開していただきます。

13 留意事項

- (1) 採択されたプロジェクトメンバーのうち県内に研究開発拠点を有する大企業者は、神奈川R&D推進協議会(※)に入会申込していただくことが必須になります(参加意思表明書の提出時点で入会していない場合)。
- (2) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、 提案書の記載事項に軽微な不備があった場合及び不足書類があった場合に ついては、別途指示します。
- (5) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。
- (6) 選定後、参加者名等は公表しますが、審査結果については、採択者以外は特定されない方法で公表します。
- (7) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配付した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。
- (8) 発注者との調整の中で企画提案内容の変更等があり得ます。それに伴う

仕様の変更等については、必要に応じて発注者と協議のうえ、対応すること とします。

- (9) 本委託業務の全部を一括して、又は主たる部分(本委託業務における総合 企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)を第三者に委託し、も しくは請け負わせることはできません。また、その他のプロジェクトメンバ ーについても同様とします。
- ※ 「神奈川R&D推進協議会」は、県内産学公等の技術連携・交流を進め、 大企業や中小企業、大学がともに保有する技術の相互活用を通じて、技術の 高度化に資する活動を行うことにより、高付加価値型産業の創出等地域産 業活性化の取組を推進する協議会です。入会による費用負担や義務はあり ません。現在、県、県内に研究所等を有する大企業 27 社、横浜国立大学、 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所が入会しています。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/cnt/f933/index.html

14 問合せ先

〒231-8588 (住所の記載を省略できます。) 横浜市中区日本大通 1 神奈川県産業労働局 産業部 産業振興課 技術開発グループ 担当 藤原

電話 (045) 210-5646 (直通) メールアドレス kousinhan@pref.kanagawa.lg.jp

対象経費一覧表

○ 対象とする経費は、プロジェクトメンバー以外の第三者に支払うもの、かつ、本契約締結後に契約等を実施したものに限る(ただし、プロジェクトメンバーの人件費を除く。)。

内容				
研究開発関係費用	・原材料・副資材の購入費(原則として 50 万円未満(税込)のものに限る。) ・工具・器具・資料等の購入費(購入費又は製作費取得価格が 50 万円未満(税込)のものに限る。) ・機械装置等のリース料(リース契約終了後に所有権が移転するものは購入費とみなし、50 万円未満(税込)のものに限る。) ・外注加工費(デザイン費等含む。) ・ソフトウェアの開発・改良費 ・その他必要経費			
調査・宣伝費用	・特許及び実用新案の調査・取得に要する費用(弁理士等への謝金を含む。) ・ニーズ・市場・マーケットの調査に要する費用 ・技術評価に要する経費 ・広告宣伝費(展示会・見本市等への出展費用を含む。) ・その他必要経費			
実証関係費用	・安全対策費(保険料・機器試験料・保安警備料等) ・謝礼等(モニターや協力施設への謝金、その他物品を含む。) ・会場使用料等 ・機器購入・賃借料(クラウドサービス利用料等を含む。) ・参加募集に係る費用(広告費等) ・その他必要経費			
そ の 他	・旅費、交通費(領収書を発行可能なもので、かつ旅行目的が採択された事業の目的と合致すると判断できるものに限る。) ・弁護士、公認会計士、弁理士等専門家への謝金(特許及び実用新案の調査・取得に要する費用を除く。) ・人件費(研究開発に従事した分に限り、専属でない場合は、従事時間で按分等して算出した額とする。また、雇用契約書、給与明細・賃金台帳、勤務日報等により、研究開発に従事した部分の金額と勤務内容			

が確認できるものに限る。なお、法人代表者及び役員(監査役含む。) 本人または当該者と生計を一にする家族にかかる人件費は対象とならない。)

○ 注意事項

- ・ 発注者との委託契約の締結に要する費用、振込手数料、大学受託研究収入 等に係る未払消費税、宿泊費、法人運営全般にかかる費用(施設賃借料や総 務事務経費等)は対象外とする。
- ・ 対象経費は、原則として、事業採択日以降、令和6年3月25日(月)までに支払いが完了したものに限る。

ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由が認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものについては、例外的に対象経費として認める。

(相当の事由の具体例)

- 人件費
- ・ 令和5年度カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業業 務委託契約書に定める委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書の 作成費用
- ・ 事業の進捗上緊急を要し、委託期間の終了直前に経費が発生したが、 経理処理の都合上、委託期間中の支払いが困難なもの

プロジェクトメンバー間で締結する契約書(例)

(目的)

第1条 この契約は、令和5年度カーボンニュートラル研究開発プロジェクト 推進事業業務委託(以下「本委託事業」という。)を共同して実施することを 目的とする。

(幹事法人)

第2条 本委託事業を実施するにあたり、甲を幹事法人とする。

(主たる事務所)

(幹事法人の権限)

第4条 幹事法人は、本委託事業の実施に関し、甲及び乙を代表して、神奈川県 知事と契約を締結し、自己の名義をもって委託費の請求、受領を行うとともに、 本契約に基づき乙から実績報告書の提出を求めるなどの権限を有するものと する。

(研究開発の分担)

第5条 甲及び乙の研究開発の分担は、別添委託事業実施計画書のとおりとする。

(研究開発の実施)

- 第6条 甲及び乙は、本契約に基づいて実施計画を定め、収支決算を審議するなど本委託事業の円滑な実施に当たるものとする。
- 2 甲及び乙は、実施計画に従って、甲及び乙の分担する研究開発を実施するものとする。

(委託費の配分)

第7条 甲及び乙は、その分担する業務のために委託費の配分を受けるものと

する。

2 前項に規定する甲及び乙の委託費の配分額の限度額及びその内訳は、実施 計画に定めるところによる。

(実績報告)

第8条 甲及び乙は、担当する業務が終了したときは、その成果を記載した実績報告書を作成し、幹事法人に提出するものとする。

(検査)

第9条 幹事法人は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の内容が実施計画の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類の提出を求め、又は 実地に検査を行うものとする。

(委託費の配分額の確定)

- 第10条 幹事法人は、前条に規定する検査の結果、甲又は乙が実施した業務の 内容が実施計画の内容に適合すると認めたときは、当該者に配分される委託 費の額を確定し、甲及び乙に通知するものとする。
- 2 前項の委託費の確定額は、甲及び乙が分担する本委託事業に要した経費の 実支出額と第7条第2項に規定する配分額の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

- 第11条 幹事法人は、前条の規定により委託費の配分額が確定した後、適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、その分担する業務の完了前に必要な 経費を受けようとするときには、概算払を請求することができ、幹事法人は、 これを適当と認めたときはこれを支払うことができる。
- 3 甲及び乙は前 2 項の規定による委託費の請求をするときは、請求書を幹事 法人に提出するものとする。

(過払金の返還)

第 12 条 甲及び乙は、既に支払を受けた委託費が、第 10 条第 1 項の委託費の 配分の確定額を超えるときは、その超える金額について、幹事法人の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第13条 甲及び乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、その分担する

業務の遂行が困難となったときは、委託事業中止(廃止)申請書(任意様式) を幹事法人に提出し、幹事法人は、神奈川県と協議の上、本委託事業に係る契 約の変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を変更するときは、前3条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第14条 甲及び乙は、前条に規定する場合を除き、委託研究実施計画書に記載された分担する業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業実施計画変更承認申請書を幹事法人に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託事業実施計画書の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目間(直接経費から一般管理費への流用を除く。)における流用については、この限りではない。

(物品管理)

- 第15条 甲及び乙は、本委託事業のために購入した物品を、善良なる管理者の 注意をもって管理しなければならない。
- 2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を幹事法人 が指定したときは、甲及び乙は、幹事法人の指示により当該物品を返還するも のとする。

(帳簿等)

- 第16条 甲及び乙は、分担する業務に要した経費について、帳簿を作成・整備 した上で、他の事業等の経費とは別に、明確に区分して経理しなければならな い。
- 2 甲及び乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入 支出の都度、これを行うものとする。
- 3 甲及び乙は、前項の帳簿及び実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を、本委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備、保管しなければならない。
- 4 甲及び乙は、実績報告書の作成、提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と 十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。
- 5 甲及び乙は、前4項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な委託費 の経理を行ったと幹事法人が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の配 分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には、幹事法人 の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費並びに人件費及び賃金)

- 第17条 甲及び乙は、委託費からの旅費並びに人件費及び賃金の支払いについては、いずれも委託事業と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと幹事 法人が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の配分を受けることができ ず、又は既にその配分を受けている場合には、幹事法人の指示に従い当該額を 返還しなければならない。

(知的財産権の帰属)

- 第18条 本委託事業に関する研究の成果に係る次に掲げる権利等(以下「知的 財産権」という。)は、当該知的財産権の発生に寄与した者に帰属するものと する。なお、甲及び乙相互の共同研究により発生した当該知的財産権について は共有とし、その持分は、当該知的財産権の発生に係る寄与度等に応じ、甲及 び乙の間で協議し、決定するものとする。
 - (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許権を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、品種登録を受ける地位又は外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)
 - (2) 著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条及び第 28 条までに 規定するすべての権利を含む。)及び外国におけるこれらの権利に相当する 権利
 - (3) 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、 公然と知られていないものであって、不正競争防止法(平成5年法律第47 号)上保護される権利に係るもの
- 2 この委託事業に係る知的財産権を伴う成果が得られた場合には、知的財産権の出願又は申請(以下「出願等」という。)を行う前に、遅滞なく幹事法人にその旨を報告するものとする。

(出願等)

- 第19条 前条により発生する知的財産権の出願等は、その発生に寄与した者が 行うものとし、当該出願等に要する費用についても、当該者が負担するものと する。
- 2 前項の知的財産権のうち、甲及び乙相互の共同研究により発生するものの 出願等に当たっては、甲及び乙の間で協議、決定の上、当該出願等を行うもの とし、当該出願等に要する費用については、甲及び乙の間で協議し、その負担 割合を決定するものとする。
- 3 前2項により知的財産権の出願等が行われた場合には、遅滞なく幹事法人 に報告するものとする。

(維持管理)

第20条 知的財産権の維持管理に係る手続き及び当該維持管理に要する費用については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(持分譲渡)

- 第21条 甲及び乙は、自己の持分を第三者へ譲渡しようとするときは、その他 の者の同意を書面により得なければならない。
- 2 譲渡人は、前項による同意が得られたときは、当該持分に係る権利及び義務 を譲受人に承継するものとし、これを書面によりその他の者に通知するもの とする。譲受人がこの権利及び義務を履行しない場合は、譲渡人が譲受人と連 帯してその責任を負うものとする。

(第三者への実施許諾)

- 第22条 本委託事業により発生する知的財産権について、その権利を有する者 以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該者が許諾申し込みを受け 付けるものとする。
- 2 前項の知的財産権のうち甲及び乙相互の共同研究により発生するものについて、第三者が実施許諾を希望する場合には、甲及び乙が許諾の申し込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申し込みを受けた者はその他の者にその旨を報告し、許諾の可否及び条件につき甲及び乙による協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項の許諾に際し徴収する実施料は、その権利を有する者に帰属するものとする。また、第2項の許諾に際し徴収する実施料は、甲及び乙に帰属するものとし、その配分については甲及び乙の間で協議し、決定するものとする。

(自己実施)

第23条 甲及び乙相互の共同研究により発生する知的財産権について、いずれかの者が自ら実施しようとするときは、その他の者と実施料の支払い等について定めた実施契約を連名により締結する。

(持分放棄)

- 第24条 甲及び乙が自己の保有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ、その他の者に書面により通知するものとする。
- 2 前項により持分を放棄した場合、当該持分は、その他の者がその寄与度に応じて無償で承継するものとする。

(共同研究に係る発明補償)

第25条 甲及び乙は、知的財産権の発生に寄与した者に対する補償をそれぞれ 自己の属する従事者に対してのみ、自己の規定に基づき補償する。

(共同出願契約の締結)

第26条 第19条第2項の出願等を甲及び乙が共同で行うときは、あらかじめ、 第18条から前条までの内容を含む共同出願契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

- 第27条 甲及び乙は、本実証事業に関して知り得た業務上の秘密を当該事業の 契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、各号のいずれか に該当する情報については、この限りでない。
 - (1) 知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
 - (3) 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (4) 自己が独自に開発して得たことを証明できる情報
- 2 甲及び乙は、本実証事業における自己の従業員に対しても前項の秘密保持 に関する義務を遵守させなければならない。

(成果の公表)

- 第28条 甲及び乙は、自己の成果を外部に公表しようとするときは、当該公表 の○日前までにその内容をその他の者及び幹事法人に書面により送付するも のとする。
- 2 前項の内容を含む成果が公表されることにより利益を損なう又はそのおそれがあると考える者は、当該書面の受領後○日以内に、利益を損なう又はその

おそれがある内容及びその理由を明らかにした上で、当該研究成果の公表を 希望する者及び幹事法人に書面により送付するものとする。

3 幹事法人は、これらの者とともに成果の公表に係る合理的な措置を検討するものとする。

(取引金融機関)

第29条 本委託事業を実施するにあたり、取引金融機関は○○銀行とし、幹事法人の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(委託契約の遵守)

- 第30条 甲及び乙は、幹事法人が神奈川県知事との間で締結した委託契約において、課せられた義務を履行するため、所定の手続きを実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 甲及び乙が、前項に規定する措置を講じず、又は、本委託事業を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該者は、これによって他の者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(事故の報告)

第31条 甲及び乙は、本委託事業において毒物等の滅失や飛散など、人体に影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに幹事法人へ報告しなければならない。

(契約書に定めのない事項)

第32条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(別添) 委託事業実施計画書

1 全体計画

項目	計画	
1 ○○技術の開発 (1) ○○○	((株)○○)	
(2) 000	(㈱○○)	
2 ○○の開発 (1) ○○○	(㈱○○)	
(2) 000	(㈱○○)	

2 分担計画

法人名	分担内容	担当者
0000000	OOのうち、OO、OO	00
0000000	OOのうち、OO、OO	00